

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(新規)

		担当課	水産課	検索番号	B
法令名	愛媛県漁業調整規則	根拠条項	33-1		
許認可等	内水面における水産動物採捕の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (内水面における水産動植物の採捕の許可)</p> <p>第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) えりやな (2) 袋網 (3) す建網 (4) 建干網 (5) 敷網 (6) 瀬張り網 (7) 刺し網 (次号に掲げるものを除く。) (8) 投網 (なげ網を含む。) (9) まき網 (10) ひき網 (11) 空釣り縄 (12) せん (13) 石かま漁法 (石倉漁法を含む。) (14) 鵜飼漁法 <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合 (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合 (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合 <p>3 ～ 13 略</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (許可又は起業の認可をしない場合)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 <p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>(許可又は起業の認可についての適格性)</p> <p>第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする</p>					

る。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 略

2・3 略

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 ～ 13 略

○水産動植物の採捕の許可等に関する取扱方針（平成21年3月19日制定）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第2 内水面において行う規則第33条第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕の許可は、次の表の第1欄に掲げる採捕区域において、同表の第2欄に掲げる採捕の種類により、第3欄に掲げる採捕期間に採捕を行おうとする者がそれぞれ第4欄に掲げる採捕する者の資格を満たし、その者の住所地の所在する市町の長の副申を添えて申請を行う場合に限り、許可するものとする。ただし、えりやな又は空つりなわによる新規の許可を行おうとするときは、愛媛県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。

採捕区域	採捕の種類	採捕期間	採捕する者の資格	
肱川	すずき ちぬ このしろ	刺し網 まき網 ひき網	1月1日から 12月31日まで	大洲市(同市肱川町及び河辺町を除く。)に住所を有する者であって、漁業権者の同意がある者
	鵜飼漁法			
来村川	白魚四ツ手網	1月1日から 12月31日まで	宇和島市(社会通念上来村川の川筋と認められる地区に限る。)に住所を有する者	
	えりやな 空つりなわ せん 石かま漁法	1月1日から 12月31日まで	宇和島市(社会通念上来村川に相当する川筋と認められる地区に限る。)に住所を有する者であって、水産動植物の採捕に関し採捕区域の地元住民の同意を有する者	
須賀川	えりやな 空つりなわ せん 石かま漁法	1月1日から 12月31日まで	宇和島市(社会通念上須賀川に相当する川筋と認められる地区に限る。)に住所を有する者であって、水産動植物の採捕に関し採捕区域の地元住民の同意を有する者	

岩松川	かにふくろ網 白魚ひき網	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町に住所を有する者であって、漁業権者の同意がある者
菊川 長洲川 僧都川 惣川	あゆさし網 あゆ投網	6月1日午前5時から 12月31日まで	愛南町（社会通念上それぞれ菊川、長洲川、僧都川及び惣川に相当する川筋と認められる地区に限る。）に住所を有する者
	えりやな 空つりなわ せん 石かま漁法	1月1日から 12月31日まで	愛南町（社会通念上それぞれ菊川、長洲川、僧都川及び惣川に相当する川筋と認められる地区に限る。）に住所を有する者であって、水産動植物の採捕に関し採捕区域の地元住民の同意を有する者
蓮乗寺川	えりやな 空つりなわ せん 石かま漁法	1月1日から 12月31日まで	愛南町（社会通念上蓮乗寺川に相当する川筋と認められる地区に限る。）に住所を有する者であって、水産動植物の採捕に関し採捕区域の地元住民の同意を有する者

2 前項の規定にかかわらず、第5種共同漁業権が設定されている河川の管理に必要な場合は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物の駆除を目的とするものに限り、漁業権者である漁業協同組合に対して、刺し網、投網、まき網及びひき網による採捕を許可するものとし、この場合の許可の有効期間は1年とする。

（その他）

○愛媛県漁業調整規則（令和2年愛媛県規則第57号）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 略

2 略

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 ～ 13 略